

衆議院 環境委員會議録第三号

平成二十六年三月二十八日(金曜日)

午後二時十分開議

出席委員

委員長 伊藤信太郎君

理事 泉原 保二君 理事 うへの賢一郎君

理事 田中 和徳君 理事 盛山 正仁君

理事 吉田 泉君 理事 河野 正美君

理事 赤枝 恒雄君 井野 俊郎君

理事 岩田 辰憲君 石川 昭政君

理事 小林 和親君 小倉 將信君

理事 白須賀貴樹君 白石 徹君

理事 助田 重義君 藤原 崇君

理事 牧原 秀樹君 荒井 聰君

理事 生方 幸夫君 小沢 鋭仁君

理事 百瀬 智之君 浮島 智子君

理事 中島 克仁君 林 宙紀君

理事 野間 健君

環境大臣 石原 伸晃君
環境副大臣 井上 信治君
環境大臣政務官 牧原 秀樹君
環境大臣政務官 浮島 智子君
政府特別補佐人 田中 俊一君
(原子力規制委員会委員長) 仲川 勝裕君
環境委員会専門員

委員の異動

三月二十八日

辞任

穴見 陽一君

井上 貴博君

大久保三代君

同日

辞任

第一類第十一号

環境委員會議録第三号

平成二十六年三月二十八日

白石 徹君 井上 貴博君
白須賀貴樹君 穴見 陽一君
末吉 光徳君 大久保三代君

三月二十八日

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二六号)

は本委員会に付託された。

三月十四日

原子力規制委員会による原子力発電所の安全審査等に関する陳情書(津市広明町一三山本勝)(第八一号)

長期的観点に立った放射性物質による汚染からの環境回復と地域復興の責任を果たすことを求める陳情書(福島市山下町四の二四小池達哉)(第八二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二六号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。石原環境大臣。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○石原国務大臣 たいだいま議題となりました放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成十七年に、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取り組みを強化するため、核物質の防護に関する条約の改正が採択されました。これを発効させるため、平成二十四年の第二回核七キユリティーサミットにおいて、締約国は平成二十六年までに核物質の防護に関する条約の改正を締結するための手続を加速化することが強く要請されています。

本法律案は、こうした国際的要請を踏まえ、核物質の防護に関する条約の改正内容を我が国として担保するために必要となる法制上の措置を講ずるものです。

なお、政府は、今国会において、核物質の防護に関する条約の改正の締結について、御承認をお願いしているところであります。

次に、この法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、特定核燃料物質を、みだりに、本邦もしくはは外国に輸入し、または本邦もしくはは外国から輸出した者を処罰することとしております。

第二に、原子力施設に対して行われる行為等により人の生命、身体もしくは財産に害を加えることを告知して脅迫し、これにより強要を行った者を処罰することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○伊藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る四月一日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後二時十二分散會

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

5 この法律において「特定核燃料物質」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。

6 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第七項に規定する原子力施設をいう。

第八条を第九条とする。

第七条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。」を削り、「又は強取する」を「若しくは強取し、又は原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加える」に改め、同条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

第六条 特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

附則 第三條中「第八條」を「第九條」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

2 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第八十二号中「第七條」を「第八條」に改め、「所持等」の下に「特定核燃料物質の輸出入」を加える。

理由

核物質の防護に関する条約の改正の適確な実施を確保するため、特定核燃料物質をみだりに輸出入する行為等の処罰規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。